

○長野県手数料徴収条例（平成12年3月23日条例第2号）抜粋

59の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分		単位	金額	
(1) 法第3条第1項の規定による畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査	ア 当該申請に係る畜舎等の全部が法第3条第2項に規定する特例畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）である場合	1件	8,100円	
	イ ア以外の場合	〃	210,000円	
(2) 法第4条第1項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 当該変更後の法第5条第1項に規定する認定畜舎等（以下「認定畜舎等」という。）の全部が特例畜舎等である場合	〃	4,300円	
	イ ア以外の場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	〃	14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	〃	20,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	〃	31,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	〃	54,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	71,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	100,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	〃	210,000円
(3) 法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		〃	120,000円	
(4) 法第10条第1項、第2項又は第3項の規定による認定計画実施者の地位の承継の認可の申請に対する審査		〃	8,100円	
(5) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項に規定する畜舎等の認定の申請に対する審査		〃	28,000円	

（備考） この項の(2)のイの場合の床面積は、法第4条第1項の規定による変更後の畜舎等建築利用計画に係る畜舎等で特例畜舎等でないものについて、次に掲げるところにより算定する。

- (1) 当該変更前の畜舎等建築利用計画において特例畜舎等でない認定畜舎等については、当該変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- (2) 当該変更前の畜舎等建築利用計画において特例畜舎等である認定畜舎等及び当該変更後の畜舎等建築利用計画において特例畜舎等でない畜舎等として新築されるものについては、当該畜舎等の床面積とする。